

証券コード：3442

◎ 株式会社 **MIE** コーポレーション



# 第18回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2025年6月26日（木曜日）  
午前10時

## 場所

桑名市中央町3丁目79番地  
くわなメディアライヴ 多目的ホール

## 決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件  
第2号議案 当社株式等の大規模買付  
行為への対応方針（買収への対応方  
針）の承認の件

証券コード 3442  
2025年6月6日  
(電子提供措置の開始日) 2025年6月3日

株主各位

三重県桑名市大字星川1001番地  
◎ 株式会社 **MIE** コーポレーション  
取締役社長 中山 弥 一

## 第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本定時株主総会の株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

[http://www.mie-corp.jp/IR\\_top.php](http://www.mie-corp.jp/IR_top.php)



上記の当社ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主総会情報／株式情報」を選択しご覧ください。

【名古屋証券取引所（名証）ウェブサイト】

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>



上記の名証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名」に「MIE（すべて全角）」または「コード」に当社の証券コード「3442」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択して「株主総会招集通知／株主総会資料」よりご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますと、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月25日（水曜日）午後5時10分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時  
2. 場 所 桑名市中央町3丁目79番地  
くわなメディアライヴ 多目的ホール

### 3. 目的事項

- 報告事項 (1) 第18期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第18期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

- 決議事項 第1号議案 取締役5名選任の件  
第2号議案 当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の承認の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書に賛否の表示がない場合の取り扱い

各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎電子提供措置事項について前項に記載の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主に限り、書面でお送りすることになりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表

②計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

したがって、本招集ご通知の当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前項に記載の当社ウェブサイトおよび名証のウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎其他のご案内につきましては、当社のウェブサイト（<http://www.mie-corp.jp>）に記載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

# 事業報告

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の改善等により緩やかに回復傾向となりました。一方、継続的な物価上昇によるコストの増加、金融政策による金利コスト増加や米国新政権による経済政策の動向、為替の急激な変動など依然として先行きは不透明な状況となっております。

当社グループのステンレス製管継手業界につきましては、引き続き各業界において設備投資等が行われたことから需要は堅調に推移しましたが、資源価格の高止まりや為替の円安基調により調達価格は不安定であり、予断を許さない状況が続いております。

このような経営環境の下、2023年度より3年間を長期的な再成長に向けた重要な3年間と位置づけ、新中期経営計画「Planting Seeds for Growth ～成長に向けた種をまこう～」を策定し、既存事業の強靱化を中心として外部環境に左右されない経営体質の構築を目指して参りました。

その結果、当連結会計年度の連結売上高は、需要が底堅く推移し、7,098百万円（前連結会計年度比4.2%増）となりました。また、利益につきましては、売上増加に伴い売上総利益は1,494百万円（前連結会計年度比2.8%増）となり、営業利益は586百万円（前連結会計年度比3.8%増）とそれぞれ増益となりました。経常利益は、543百万円（前連結会計年度比1.2%増）と増益となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益は379百万円（前連結会計年度比1.8%増）と増益となりました。

### (2) 資金調達の状況

当連結会計年度において増資および社債の発行はありません。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、工場建屋の修繕、生産設備と検査設備更新が主なもので総額110百万円となりました。

### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米国の関税政策の動向が不透明であり、国内の設備投資等を控える動きが見られます。為替の変動や調達価格は不安定な状態が続いており、引き続き注視が必要です。

このような状況のもと、2026年3月期は、中期経営計画の最終年度にあたります。中期経営計画の戦略テーマに掲げました「既存事業の強靱化」と「成長分野への参入」の実現に向け、さまざまなメンバーで構成するワーキンググループにて見積早期化や製造現場の機械化自動化を模索してまいりました。最終年度の今期につきましては前年度に導入しました三次元測定機に加え今期は生産設備への投資を計画し、製造から検査まで工場全体の生産性向上への取り組みと見積早期化による物件受注の拡大に努めてまいります。

営業部門につきましては、造船、半導体、次世代エネルギーへのシフトに伴うインフラ設備の更新など成長分野への需要に対して提案営業を強化し受注拡大を目指します。製造部門につきましては、まとめ生産の実施や間接工数削減への取り組みなど原価低減に向けた活動を徹底してまいります。品質保証部門につきましては、成長分野における顧客の品質要求にお応えできる検査体制の構築を目指してまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区 分             | 第 15 期<br>(2022年 3 月期) | 第 16 期<br>(2023年 3 月期) | 第 17 期<br>(2024年 3 月期) | 第 18 期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年 3 月期) |
|-----------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高           | 5,697                  | 6,579                  | 6,811                  | 7,098                               |
| 経 常 利 益         | 252                    | 431                    | 536                    | 543                                 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 189                    | 358                    | 372                    | 379                                 |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 157.47                 | 298.08                 | 309.54                 | 315.11                              |
| 総 資 産           | 6,782                  | 7,273                  | 8,366                  | 8,202                               |
| 純 資 産           | 1,685                  | 2,068                  | 2,470                  | 2,815                               |

- (注) 1. 第18期(当連結会計年度)における営業成績の要因は、「事業の経過および成果」に記載のとおりであります。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

## (6) 重要な子会社等の状況

### ①重要な子会社等の状況

| 会 社 名            | 資 本 金     | 当社の出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容    |
|------------------|-----------|---------|------------------|
| 株式会社 M I E テクノ   | 300,000千円 | 100.0%  | 管継手・フランジの製造および販売 |
| 株式会社 M I E フォワード | 30,000    | (100.0) | 製品の梱包・出荷業務       |
| 株式会社 中部マテリアルズ    | 40,000    | 90.0    | 管工機材の販売          |

(注) ( ) 内の数字は、当社子会社等による所有を含んでおります。

### ②事業年度末日における特定完全子会社の状況

| 会 社 名          | 住 所              | 帳簿価額の合計額 | 当社の総資産額  |
|----------------|------------------|----------|----------|
| 株式会社 M I E テクノ | 三重県桑名市大字星川1001番地 | 1,113百万円 | 1,350百万円 |

## (7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

### ①当社

管継手、フランジ、プレハブ配管加工等の製造および販売の事業会社の株式を所有することによるグループ連結経営の立案と実行

②当社グループ

下記製品の製造および販売

|          |  |
|----------|--|
| 管 継 手    | ステンレス・チタン・アルミニウム合金鋼製突合せ溶接式管継手、ねじ込み式管継手、高圧管継手、グリップ式屋内配管継手（ミエグリップ）、かしめ工具 |
| フ ラ ン ジ  | ステンレス鋼製、チタン鋼製、その他  |
| プレハブ配管加工 | 工場配管用、水処理設備用、その他   |

(8) 主要な事業所および工場（2025年3月31日現在）

①当社

本社 三重県桑名市

②子会社等

| 会 社 名                   | 所 在 地           |
|-------------------------|-----------------|
| 株 式 会 社 M I E テ ク ノ     | 三重県桑名市、東京都、大阪府  |
| 株 式 会 社 M I E フ ォ ワ ー ド | 三重県桑名市          |
| 株 式 会 社 中 部 マ テ リ ア ル ズ | 愛知県名古屋市、東京都、大阪府 |

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

| 区 分 | 従 業 員 数 | 前 年 度 末 比 増 減 |
|-----|---------|---------------|
| 男   | 99名     | 7名減           |
| 女   | 31      | 3名増           |
| 合 計 | 130     | 4名減           |

(注) 従業員には、パートタイマー（4名）は、含まれておりません。

(10) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

| 借 入 先             | 借 入 額    |
|-------------------|----------|
| シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン | 2,915百万円 |

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする計7行の協調融資によるものであります。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,000千株  
 (2) 発行済株式の総数 1,209千株 (自己株式4,291株を含む)  
 (3) 株主数 704人  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名                         | 持株数   | 持株比率   |
|-----------------------------|-------|--------|
| M I E グループ 取引先持株会           | 229千株 | 19.03% |
| イ シ グ ロ 株 式 会 社             | 65    | 5.46   |
| 株 式 会 社 諸 戸 ホ ー ル デ ィ ン グ ス | 61    | 5.14   |
| 株 式 会 社 ご っ こ               | 60    | 5.01   |
| 株 式 会 社 ベ ン カ ン 機 工         | 60    | 4.98   |
| 株 式 会 社 あ い ち 銀 行           | 54    | 4.53   |
| 矢 野 順 治                     | 45    | 3.74   |
| 設 楽 真 吾                     | 35    | 2.95   |
| 伊 藤 道 臣                     | 28    | 2.34   |
| 株 式 会 社 大 一 商 会             | 28    | 2.32   |

(注) 持株比率は、自己株式 (4,291株) を控除して算出しております。

## 3. 会社役員に関する事項 (2025年3月31日現在)

### (1) 取締役および監査役

| 地 位       | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況  |
|-----------|---------|--|
| 代表取締役社長   | 中 山 弥 一 | 株式会社M I E テクノ 代表取締役社長<br>株式会社M I E フォワード 代表取締役社長       |
| 代表取締役副社長  | 岡 和 明   | 管理本部長兼経営企画部長<br>株式会社M I E テクノ 代表取締役副社長<br>総務経理部担任兼企画全般 |
| 取 締 役     | 林 幸 広   | 株式会社中部マテリアルズ 代表取締役社長                                   |
| 取 締 役     | 池 田 利 彦 | 中央朝日コンサルティング株式会社 代表取締役<br>税理士法人中央朝日 代表社員               |
| 取 締 役     | 大 杉 啓   | セレンディップ・テクノロジーズ株式会社 取締役                                |
| 常 勤 監 査 役 | 宮 島 康 暢 |  |
| 監 査 役     | 岡 本 知 彦 | 株式会社岡本 代表取締役   |
| 監 査 役     | 諸 戸 清 光 | 株式会社諸戸ホールディングス 代表取締役                                   |

- (注) 1. 取締役池田利彦氏および大杉啓氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役岡本知彦氏および諸戸清光氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役池田利彦氏、大杉啓氏および監査役岡本知彦氏、諸戸清光氏を株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。  
 4. 監査役宮島康暢氏は、中小企業診断士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

該当事項はありません。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役池田利彦氏および大杉啓氏、社外監査役岡本知彦氏および諸戸清光氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は480万円と法令の定める最低限度額といずれか高い額となります。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社子会社等の取締役および監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。

## (5) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 役員区分             | 支給人数       | 報酬等の総額                 |                        |
|------------------|------------|------------------------|------------------------|
|                  |            |                        | 基本報酬                   |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 3名<br>(2名) | 35,670千円<br>(7,560千円)  | 35,670千円<br>(7,560千円)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 13,830千円<br>(7,560千円)  | 13,830千円<br>(7,560千円)  |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 6名<br>(4名) | 49,500千円<br>(15,120千円) | 49,500千円<br>(15,120千円) |

(注) 取締役のうち2名は無報酬であり、上記の支給人数には含まれておりません。

### ①取締役および監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬額は、2008年6月開催の第1回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額総額400万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は3名です。

当社監査役の報酬額は、2008年6月開催の第1回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を月額総額120万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時の監査役の員数は3名です。

### ②取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は、役員報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要事項と位置づけ、企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることができる、適切、公正かつバランスのとれたものとするを基本方針とします。取締役の基本報酬につきましては、月例の固定報酬とし、基本方針に則り役位・職責に応じて総合的に勘案して決定しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断します。



③取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で支払います。その報酬額は、取締役会にて独立役員が適切な関与、助言を行い、審議を経て委任を受けた代表取締役社長中山弥一氏が各取締役の職位、業績に対する貢献度を総合的に勘案して決定しています。なお、同氏に委任した理由は、当社グループをとりまく環境や経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであり、独立役員が適切に関与した取締役会の審議を経て決定されていることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されており、決定方針に沿うものと判断します。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役池田利彦氏が代表取締役を務める中央朝日コンサルティング株式会社と代表社員を務める税理士法人中央朝日と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

取締役大杉啓氏が取締役を務めるセレンディップ・テクノロジーズ株式会社と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

監査役岡本知彦氏が代表取締役を務める株式会社岡本と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

監査役諸戸清光氏が代表取締役を務める株式会社諸戸ホールディングスと当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名   | 出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要  |
|-------|------|--|
| 社外取締役 | 池田利彦 | 当事業年度開催の取締役会9回全てに出席し、必要に応じ公認会計士としての専門的知見からの発言を行っております。法的な観点から経営全般について、健全性を監督する重要な役割を果たしております。                        |
| 社外取締役 | 大杉啓  | 当事業年度開催の取締役会9回のうち8回に出席し、必要に応じコンサルティング会社での実務経験による幅広い見識からの発言を行っております。中期経営計画の戦略テーマ実現に向けた活動において、進捗状況を監督する重要な役割を果たしております。 |
| 社外監査役 | 岡本知彦 | 当事業年度開催の取締役会9回全てに出席、監査役会9回全てに出席し、必要に応じ長年企業経営に携わり幅広い見識からの発言を行っております。  |
| 社外監査役 | 諸戸清光 | 当事業年度開催の取締役会9回のうち7回、監査役会9回のうち7回に出席し、必要に応じ当地区を代表する経営者としての幅広い見識からの発言を行っております。  |

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

かがやき監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| ①当社が支払うべき報酬等の額                    | 22,500千円 |
| ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,500千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分していませんので、①の金額は金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

### (3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積り算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬額に同意いたしました。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した時は、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況から、若しくはより高い監査受託能力を有する会計監査人に変更することが合理的であると判断した時は、再任・不再任の決定を行う方針です。

そして監査役会はその必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ①グループ役職員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- ・当社およびグループ各社役職員は、「M I Eコンプライアンス宣言」・定款・企業倫理規程をはじめとする諸規程を遵守する他、法令および社会規範の遵守を行動規範とします。
  - ・当社およびグループ各社の役職員への企業倫理意識の浸透とその実行の徹底を図るため、グループリスク管理委員会においてコンプライアンスへの取り組みを横断的に統括することとします。
  - ・当社およびグループ各社における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し是正するため、グループ役職員が利用できる「内部通報制度」を活用します。

- ②グループ役職員の職務の遂行に係る情報の保存および管理に関する事項
  - ・役職員は、職務の遂行に係る文書（電磁的記録を含む）およびこれに関する資料を社内規程に従い保管します。
  - ・取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。
  - ・内部監査人は、必要に応じて、これらの資料を閲覧できるものとします。
- ③グループ役職員の情報セキュリティの確保と管理に関する事項
  - ・当社およびグループ各社は、情報資産を保護するために、情報セキュリティ体制の維持・改善に取り組みます。
  - ・ステークホルダーから得た機密情報は明確に識別するとともに、漏洩予防を徹底します。
  - ・ステークホルダーに対して開示する情報に虚偽や改ざんがないように、コンピュータへのアクセス管理等を徹底し、内外からの不正行為の防止を図ります。
- ④グループ各社の損失・危機の管理に関する規程とその体制
  - ・リスクの管理等に関しては、グループリスク管理委員会を活用することとします。
  - ・グループリスク管理委員会は、グループリスク管理委員会規程により個々のリスク（経営戦略・業務運営・環境・災害等のリスク）の責任部署を定めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するべく活動します。
- ⑤グループ各社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会は、役職員が共有する中期経営計画および年度計画を定めるとともに、各部門の具体的目標および効率的な達成の方法を定めます。
  - ・取締役会は、目標達成のために定期的に進捗状況をレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムの構築・維持に努力するものとします。
  - ・当社は、グループ経営会議を開催し、グループ各社は目標達成のための戦略策定と進捗状況の報告を行います。
- ⑥グループ企業集団における業務の適正を確保するための体制およびグループ各社の取締役の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
  - ・当社およびグループ各社の業務の適正を確保するため、グループ全体のガバナンス体制、内部監査体制を維持します。
  - ・当社およびグループ各社を対象とした内部監査を実施し、監査結果は速やかに当社社長、取締役会および監査役会へ報告します。
- ⑦監査役・内部監査人から補助使用人を置くことを求められた場合の、当該補助使用人の独立性の確保に関する事項
  - ・監査役・内部監査人は、監査にあたり当社およびグループ各社の役職員を指名し監査業務に必要な事項を指示することができるものとします。
  - ・監査業務の指示を受けた役職員は、取締役等上長からの指揮命令を受けないものとします。
- ⑧グループ役職員から報告を受けたものが監査役に報告する体制
  - ・グループ役職員は、業務・財務に重要な影響を与える恐れがある事実を発見した時、法令または定款に違反する行為および定款に違反する恐れを発見した時は、速やかに当社取締役、各グループ会社の担当部署に通報いたします。通報を受けた事項のうち監査役の職務の執行に必要なものは、速やかに報告します。
  - ・内部監査部門は、当社とグループ会社の内部監査の実施状況について当社監査役に報告します。
  - ・当社監査役は、必要に応じ通報者を含むグループ各社の役職員を監査役会に出席させ説明を求め調整を行います。
  - ・通報者は、特定されないように配慮されること、また通報したことを理由として人事その他あらゆる面での不利益をこうむることの無いように対応します。

- ⑨監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・当社およびグループ各社の役職員は「監査役監査基準」「内部監査規程」等の諸規程に則って監査が円滑に行われるように協力し、その実効性を確保します。
  - ・社長は、監査役・内部監査人との間で定期的な意見の交換の場を設けるものとします。
- ⑩内部監査人と監査役・外部監査人との協力体制
  - ・内部監査人は、監査役・外部監査人との円滑な関係を築くために、監査情報の提供・年次監査計画の報告・内部監査基準を遵守していることを保証する資料の提供等を適切に行うこととします。また必要に応じ、いつでも報告を求めることおよび重要事項について報告します。
- ⑪監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかわる方針に関する事項
  - ・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払、償還の手続きその他生じる費用を求めた場合は、担当部門において審議の上、当該監査役職務の執行に必要なと証明された場合を除き、速やかに当該費用の支払いを行います。

## (2) 取締役職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ①コンプライアンス体制について
  - ・当社グループは、グループ役員全員に配布した「コンプライアンス宣言」カードにて企業倫理および主要社内ルールの教育を行い法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っています。また、内部通報制度を運用することで、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の実効性向上を行っています。
- ②リスク管理体制
  - ・グループリスク管理委員会を年4回開催し、法令・社内規程等の遵守、日常業務において生じ得るリスクの抽出・評価を行い、リスク毎の対応策を協議しました。又グループ会社の業務運営、経営管理の適正を確保するため定期的にグループ経営会議を開催し、グループ会社の代表取締役から経営状況の報告を受け、現状把握を行いました。
- ③内部監査
  - ・監査部は、内部監査規程に従って内部監査基本計画書を作成し、当社並びにグループ会社の各部門について内部監査を実施いたしました。当社と当社グループにおける業務全般が諸規程、手順書に則り処理されているかを監査し、その結果については各取締役、監査役に報告し、改善が必要と認められる場合は再発防止策を講じました。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保を総合的に勘案し、株主の皆様に対し安定的かつ継続的な利益還元を実施することを基本方針としております。また、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行なう旨、当社定款に定めております。

当期の期末配当金につきましては、財務状況ならびに業績等を総合的に勘案し、1株当たり20円といたしました。

今後とも株主の皆様のご期待に沿うべく努力をしております。

---

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率の表示単位未満を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>    |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,251,379</b> | <b>流動負債</b>      | <b>3,676,063</b> |
| 現金及び預金          | 1,207,300        | 支払手形及び買掛金        | 686,647          |
| 受取手形            | 281,243          | 短期借入金            | 2,605,000        |
| 売掛金             | 964,291          | 一年内返済長期借入金       | 120,255          |
| 電子記録債権          | 1,198,113        | 未払金              | 24,161           |
| 棚卸資産            | 1,574,606        | 未払法人税等           | 85,985           |
| その他の            | 27,671           | 賞与引当金            | 87,710           |
| 貸倒引当金           | △1,848           | リース債務            | 24,337           |
|                 |                  | その他の             | 41,966           |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,951,065</b> | <b>固定負債</b>      | <b>1,711,206</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,611,673</b> | 長期借入金            | 921,690          |
| 建物及び構築物         | 293,671          | 繰延税金負債           | 7,073            |
| 機械装置及び運搬具       | 134,781          | 再評価に係る繰延税金負債     | 582,889          |
| 土地              | 2,100,782        | 退職給付に係る負債        | 129,428          |
| リース資産           | 64,956           | リース債務            | 47,115           |
| その他の            | 17,480           | 資産除去債務           | 19,410           |
|                 |                  | その他の             | 3,600            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>13,002</b>    | <b>負債合計</b>      | <b>5,387,270</b> |
| ソフトウェア          | 7,724            | <b>(純資産の部)</b>   |                  |
| その他の            | 5,278            | <b>株主資本</b>      | <b>1,693,248</b> |
|                 |                  | 資本金              | 500,000          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>326,389</b>   | 資本剰余金            | 226,399          |
| 投資有価証券          | 201,192          | 利益剰余金            | 972,257          |
| 会員権             | 18,570           | 自己株式             | △5,408           |
| 繰延税金資産          | 81,715           | その他の包括利益累計額      | 1,092,106        |
| その他の            | 32,810           | その他有価証券評価差額金     | 61,333           |
| 貸倒引当金           | △7,900           | 土地再評価差額金         | 1,019,060        |
|                 |                  | 為替換算調整勘定         | 11,713           |
| <b>資産合計</b>     | <b>8,202,444</b> | 非支配株主持分          | 29,818           |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>     | <b>2,815,174</b> |
|                 |                  | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>8,202,444</b> |

招集通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

## 連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額         |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 7,098,251 |
| 売上原価            |         | 5,603,569 |
| 売上総利益           |         | 1,494,682 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 907,839   |
| 営業利益            |         | 586,842   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息及び配当金       | 9,020   |           |
| 設備賃料            | 4,618   |           |
| 受取手数料           | 1,000   |           |
| その他             | 1,607   | 16,246    |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 40,633  |           |
| 有形売却損           | 479     |           |
| 支払手数料           | 8,243   |           |
| 為替差損            | 53      |           |
| 持分法による投資損失      | 9,429   |           |
| その他             | 728     | 59,568    |
| 経常利益            |         | 543,521   |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 543,521   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 159,901 |           |
| 法人税等調整額         | 164     | 160,066   |
| 当期純利益           |         | 383,454   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 4,234     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 379,220   |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社M I E コーポレーション  
取締役会 御中

かがやき監査法人

名古屋事務所

|                        |           |   |   |   |   |
|------------------------|-----------|---|---|---|---|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 林 | 幹 | 根 |   |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 肥 | 田 | 晴 | 司 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社M I E コーポレーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社M I E コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>    |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>153,557</b>   | <b>流動負債</b>      | <b>121,461</b>   |
| 現金及び預金          | 152,009          | 短期借入金            | 100,000          |
| 前払費用            | 1,032            | 未払金              | 2,782            |
| 未収入金            | 219              | 未払法人税等           | 7,790            |
| その他             | 296              | 未払消費税等           | 3,549            |
|                 |                  | 未払費用             | 904              |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,197,308</b> | 賞与引当金            | 5,320            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,197,308</b> | 預り金              | 1,115            |
| 投資有価証券          | 82,475           | <b>固定負債</b>      | <b>7,211</b>     |
| 関係会社株式          | 1,114,707        | 退職給付引当金          | 137              |
| その他             | 125              | 繰延税金負債           | 7,073            |
|                 |                  | <b>負債合計</b>      | <b>128,673</b>   |
|                 |                  | <b>(純資産の部)</b>   |                  |
|                 |                  | <b>株主資本</b>      | <b>1,178,681</b> |
|                 |                  | 資本金              | 500,000          |
|                 |                  | 資本剰余金            | 589,104          |
|                 |                  | 資本準備金            | 125,000          |
|                 |                  | その他資本剰余金         | 464,104          |
|                 |                  | <b>利益剰余金</b>     | <b>92,901</b>    |
|                 |                  | その他利益剰余金         | 92,901           |
|                 |                  | 繰越利益剰余金          | 92,901           |
|                 |                  | <b>自己株式</b>      | <b>△3,325</b>    |
|                 |                  | 評価・換算差額等         | 43,512           |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金     | 43,512           |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>     | <b>1,222,193</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,350,866</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>1,350,866</b> |

招集通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

## 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    | 額       |
|-------------------------|--------|---------|
| 営 業 収 益                 |        | 220,110 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 133,619 |
| 営 業 利 益                 |        | 86,490  |
| 営 業 外 収 益               |        |         |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 2,138  |         |
| そ の 他                   | 291    | 2,429   |
| 営 業 外 費 用               |        |         |
| 支 払 利 息                 | 891    | 891     |
| 経 常 利 益                 |        | 88,028  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 88,028  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 12,285 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 261    | 12,547  |
| 当 期 純 利 益               |        | 75,481  |

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社M I E コーポレーション  
取締役会 御中

かがやき監査法人

名古屋事務所

|                |       |   |   |   |   |
|----------------|-------|---|---|---|---|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 林 | 幹 | 根 |   |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 肥 | 田 | 晴 | 司 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社M I E コーポレーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集通知

事業報告

連結計算書類  
監査報告

計算書類  
監査報告

株主総会参考書類

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人及び会計監査人と緊密な意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図ると共に、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証（監査計画概要書の確認、期末現物照合実査・実地棚卸監査立会い等）するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を、「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社M I Eコーポレーション監査役会

常勤監査役 宮 島 康 暢 ㊞

社外監査役 岡 本 知 彦 ㊞

社外監査役 諸 戸 清 光 ㊞

以 上

招集し通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（5名）の任期が満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の透明性を高めるため5名のうち2名は社外取締役候補者としております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号   | ふりがな氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況  | 所有する<br>当社の株式数 |
|---|-----------------------------------|--|----------------|
| 1   | なかやまやいち<br>中山 弥一<br>(1965年6月30日生) | 1995年3月 三重ホーロー株式会社（現(株)M I Eテクノ）入社<br>2005年11月 同社営業部長兼東京支店長<br>2011年6月 同社取締役<br>2017年4月 同社代表取締役社長（現任）<br>2017年6月 当社取締役<br>2020年4月 当社代表取締役社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社M I Eテクノ 代表取締役社長<br>株式会社M I Eフォワード 代表取締役社長  | 4,500株         |
| 取締役候補者とした理由<br>中山弥一氏は、グループの中核企業(株)M I Eテクノ営業部門に携わり豊富な経験と実績を有しております。2017年4月に同社代表取締役社長、2017年6月より当社取締役、2020年4月に当社代表取締役社長に就任し、当社グループ経営に貢献しております。これらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。 |                                   |  |                |
| 2   | おかかずあき<br>岡 和明<br>(1954年2月8日生)    | 1977年4月 株式会社東海銀行（現(株)三菱UFJ銀行）入行<br>2013年5月 当社入社管理本部顧問<br>2013年6月 株式会社M I Eテクノ取締役<br>2013年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画部長兼監査部長<br>2016年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画部長<br>2017年4月 株式会社M I Eテクノ取締役副社長執行役員<br>2019年6月 当社取締役副社長執行役員<br>2020年4月 株式会社M I Eテクノ代表取締役副社長<br>総務経理部担任兼企画全般（現任）<br>2020年4月 当社代表取締役副社長<br>管理本部長兼経営企画部長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社M I Eテクノ 代表取締役副社長 | 4,300株         |
| 取締役候補者とした理由<br>岡和明氏は、金融機関における豊富な経験と実績を有しております。また、当社へ入社後は、当社グループの企画部門を中心に携わり、2020年4月に当社と(株)M I Eテクノ代表取締役副社長に就任し当社グループ経営に貢献しております。引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。         |                                   |  |                |

| 候補者番号   | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況  | 所有する<br>当社の株式数 |
|---|--------------------------------------|--|----------------|
| 3   | はやし ゆきひろ<br>林 幸 広<br>(1969年8月24日生)   | 1994年10月 株式会社ヨンゴー入社<br>2000年6月 株式会社中部マテリアルズ転籍大阪支店長<br>2013年7月 同社取締役大阪支店長<br>2015年4月 同社代表取締役社長(現任)<br>2020年6月 当社取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社中部マテリアルズ 代表取締役社長       | 2,800株         |
| 取締役候補者とした理由   |                                      |  |                |
| 林幸広氏は、株式会社ヨンゴー(現(株)中部マテリアルズ)に入社し、当社グループの商社部門で管工機材の販売を担い2015年4月より代表取締役社長に就任しました。引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。  |                                      |  |                |
| 4   | いけ だ とし ひこ<br>池田 利彦<br>(1958年7月28日生) | 1981年4月 日本電装株式会社(現(株)デンソー)入社<br>2003年9月 中央コンサルティング株式会社(現中央朝日コンサルティング(株))代表取締役(現任)<br>2014年6月 当社社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>中央朝日コンサルティング株式会社 代表取締役<br>税理士法人中央朝日 代表社員 | 0株             |
| 社外取締役候補者とした理由等および期待される役割等   |                                      |  |                |
| 池田利彦氏は、公認会計士としての専門的見地に加え、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、経営経験者として専門的な目線から経営全般の監督機能やコンプライアンスの機能の強化のため尽力いただくことを期待します。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって11年となります。 |                                      |  |                |

| 候補者<br>番号  | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況  | 所有する<br>当社の株式数 |
|--|-----------------------------------|--|----------------|
| 5  | おおすぎ さとる<br>大杉 啓<br>(1974年1月21日生) | 2000年10月 有限責任監査法人トーマツ名古屋事務所入所<br>2018年9月 大杉啓公認会計士事務所開業<br>2018年11月 セレンディップ・コンサルティング株式<br>会社（現セレンディップ・ホールディン<br>グス(株)）入社<br>2018年12月 株式会社サンテクト（現セレンディッ<br>プ・テクノロジーズ(株)）取締役<br>2019年6月 当社社外取締役（現任）<br>2020年7月 株式会社エムジエク（現セレンディッ<br>プ・テクノロジーズ(株)）取締役<br>2021年11月 セレンディップ・テクノロジーズ株式会<br>社代表取締役<br>2023年6月 同社取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>セレンディップ・テクノロジーズ株式会社 取締役 | 0株             |
| <p>社外取締役候補者とした理由等および期待される役割等</p> <p>大杉啓氏は、公認会計士としての豊富な経験とコンサルティング知識を経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、経営計画の進捗状況について監督し取締役会で発言いただくことを期待します。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年となります。</p> |                                   |  |                |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 池田利彦氏および大杉啓氏は、社外取締役候補者であり株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、社外取締役池田利彦氏および大杉啓氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は480万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。社外取締役池田利彦氏および大杉啓氏の再任が承認された場合は、上記契約を継続する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。当該保険契約の概要等は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。なお当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



<ご参考>

第1号議案（取締役選任）をご承認いただいた場合の体制

取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数および取締役会全体としての知識・経験・能力・バランスを考慮しつつ、経営計画の実現に向けたスキルを持つ候補者を指名しております。

【各取締役および監査役のスキルマトリックス】

| 氏名                   | 当社における地位 | 社外 | 取締役および監査役が有している能力 |   |   |     |   |   |
|----------------------|----------|----|-------------------|---|---|-----|---|---|
|                      |          |    | 企                 | 財 | マ | 法・リ | 人 | 国 |
| なかやま やいち<br>中山 弥一    | 代表取締役社長  |    | ●                 |   | ● | ●   |   | ● |
| おか かげあき<br>岡 和明      | 代表取締役副社長 |    | ●                 | ● |   |     | ● | ● |
| はやし ちひろ<br>林 幸広      | 取締役      |    | ●                 |   | ● |     | ● | ● |
| いけ だひこ<br>池田 利彦      | 社外取締役    | ●  | ●                 | ● |   | ●   |   |   |
| おお すぎ さとる<br>大 杉 啓   | 社外取締役    | ●  | ●                 | ● |   | ●   | ● |   |
| みや じま やすのぶ<br>宮 島 康暢 | 監査役（常勤）  |    |                   | ● |   |     |   |   |
| おか もとひこ<br>岡 本 知彦    | 社外監査役    | ●  | ●                 |   |   |     |   |   |
| もろ と きよみつ<br>諸 戸 清光  | 社外監査役    | ●  | ●                 |   |   |     |   |   |

企…企業経営

財…財務・会計

マ…マーケティング

法・リ…法務、リスクマネジメント

人…人事、労務

国…国際性・多様性

## 第2号議案 当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の承認の件

当社は、2025年5月9日開催の当社取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本総会において、株主の皆様にご承認いただくことを条件として、下記のとおり、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、ご承認をお願いするものであります。本プランの導入を決定した取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、全員の一致により決議をおこないました。

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

### II. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

#### 1. 企業価値向上への取組み

##### (1) 企業価値・株主共同利益の源泉

当社グループは1907年（明治40年）創立以来118年の歴史を有しております。鑄物ホーロー鉄器の製造を目的として、地元桑名と名古屋の有志が出資、資本金50万円で「珙瑯鉄器株式会社」を設立しホーロー鍋製品の量産化を策し、その販路は国内一般市場はもとより、広く中国大陸・インド・南洋方面にまで及び、わが国珙瑯鉄器の輸出の先端を切りました。

1961年、業績も堅調に推移したため、名古屋証券取引所市場第2部（現在のメイン市場）に上場しました。現在の主力製品である工場用管継手が高度成長期の代後半に、石油・化学・紙パルプ・

食品工場等をユーザーとして業績は順調に推移し、2007年持株会社を設立、現在は、継手製品をはじめとするステンレス配管システムを主力事業とし常に顧客の要求と信頼に応える経営を実践してまいりました。

このような事業展開を支える当社の企業価値の源泉は、創業以来118年の歴史で培った技術力と品質保証体制、材料等の仕入れ先から当社の販売先であるユーザーを含むすべての取引先との強固な信頼関係から構築されており、これらの企業価値の源泉が結合した成果が「MIEブランド」であると認識しております。

2007年持株会社を設立し、その経営理念は、①顧客・市場から評価され得る経営品質の創造②グループの成長・発展を目指す一体運営の実践③株主・社員・社会への調和のとれた成果の還元の3点を掲げ、役員・社員はもとより広く社会を取り巻くすべてのステークホルダーに満足を提供することが企業の存続を可能にするとの考えに基づいております。

次にこれら経営理念に裏打ちされた経営の実践においては、金属加工の原点であるプレス加工をはじめとする製造技術、品質管理、中長期的に成長の見込める市場開拓に努め、さまざまなシーンの生活インフラや多業種の製造現場に配管システムを提供することが使命であると認識しております。当社では、このような認識を示す経営理念として社会への調和のとれた還元を掲げておりますが、カーボンニュートラルの一翼を担う水素、アンモニアといった次世代エネルギー運搬船の配管など未来を見据えた配管システムの提供が重要であり、全社をあげての技術力の向上に取り組むことが不可欠であると考えおります。

さらに、118年の歴史の中で誠実かつ真摯に企業経営に取り組んでまいりましたことから、材料メーカーから流通問屋からの取引、最終ユーザーまですべての取引先と強固な信頼を築いてまいりました。このように広く社会に目を向けた経営理念、技術に裏打ちされた品質保証体制、取引先との信頼関係などが企業価値の源泉であり、これを継続的に磨き進化させることがブランド力の増大となり、同時に企業価値の向上を意味すると考えております。当社は、企業価値の向上が、ひいては株主共同の利益の確保につながるものと認識しております。

## (2) 中期経営計画による取組み

2023年度より3年間を長期的な再成長に向けた重要な3年間と位置づけ、新中期経営計画を策定しました。「Planting Seeds for Growth ～成長に向けた種をまこう～」をスローガンとして、外部環境変化に振り回されない経営体質の構築の実現に向け、「既存事業の強靱化」と「半導体分野などの成長分野への参入」に注力してまいりました。

既存事業の強靱化につきましては属人化している見積もり作業の自動化と製造における各工程の機械化を進めることで強固な経営基盤の構築を進めてまいります。半導体分野などの成長分野への参入につきましては社会変容に適応したニーズを取り込み、それに対応しうる製造・品質体制の構築を目指します。これらの実現に向けては、役員や部長職、若手、中途入社社員などさまざまなメンバーで構成するワーキンググループを組成し、各ワーキンググループが各施策を実行することで、グループ

一丸での会社の成長可能性を模索しております。

## 2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、将来にわたり企業価値を向上させ社会的責任を果たすためにはコーポレート・ガバナンス体制の確立が重要であると認識しており、法令遵守等の重要性を全社的に啓蒙し事業活動における規律を向上させることを基本として、コーポレート・ガバナンス体制の確立に取り組んでおります。又、当社は、監査役会設置会社を選択しており、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待によりの確に 대응する体制の構築に努めております。

当社における企業統治の体制について、取締役会は社外取締役2名を含む5名で構成しており、監査役3名も出席し迅速な意思決定と取締役会の活性化を図っております。定期的に開催される取締役会においては、業務執行に重要事項を決定するとともに取締役の業務執行状況を監督しております。監査役会につきましては、社外監査役2名を含む3名で構成し原則取締役会開催時に開催する他、必要に応じて開催し、監査に関する重要事項について報告、協議及び決議を行なっています。社外取締役2名につきましては、取締役会以外に毎月開催する中期経営計画の進捗会議や業務報告会、ワーキンググループ報告会に参加し必要なアドバイスをいただいています。常勤監査役につきましては、社内の各会議に積極的に参加し、管理体制や業務の遂行など会社の状況の把握に努めています。また、グループ経営会を当社グループ取締役と常勤監査役で構成し年4回開催しております。グループ経営会議は当社グループの業務執行に関する重要事項を報告及び協議しております。

なお、当社は内部監査部門として監査部を設置し、内部統制の整備・運用状況について有効性評価等を実施するなど、監査機能の充実を図っております。さらに、常設組織としてグループリスク管理委員会を設置しており、全社員を対象とした法令遵守等の啓発活動を実施しております。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って導入されたものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

### 2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に

対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン導入時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の4氏が就任する予定です。

なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

### 3. 本プランの内容

#### (1) 本プランに係る手続

##### ① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)、(ii)又は(iii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(iii) 上記(i)または(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（但し、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合または株式等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

##### ② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

##### (i) 買付者等の概要

(I) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(II) 代表者の役職氏名

(ハ)会社等の目的及び事業の内容

(ニ)大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ)国内連絡先

(ハ)設立準拠法

(ii)買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii)買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

### ③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

(i)買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名氏及び職歴等を含みます。）

(ii)大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）

(iii)大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定す

るに至った経緯を含みます。)

- (iv)大規模買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- (v)大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi)買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii)買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii)大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix)大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

#### ④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定し、速やかに開示いたします。

- (i)対価を現金(円貨)のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間
- (ii)その他の大規模買付等の場合には最大90日間

上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的な理由を買付者等に通知すると共に株主の皆様へ開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。

当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様の開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### ⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告又は決議をした場合には、当社取締役会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

##### (i) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

##### (ii) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙4に掲げる事由等により、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

#### ⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会に



て、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

#### ⑦対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### ⑧大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

#### (2)本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

#### (3)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2028年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

#### 4. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社名古屋証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」、及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容を踏まえております。

##### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

##### (2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、当社の本定時株主総会にて、株主の皆様のご賛同を得たうえで導入するものです。また、上記3. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

### (3) 必要性・相当性確保の原則

#### ① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

#### ② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### ③ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### 5. 株主および投資家の皆様への影響

#### (1)本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の3. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

#### (2)本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は

生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(1)⑦に記載の手続等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3)本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として設置される。
2. 独立委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役又は(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規程を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1)本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
  - (2)本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
  - (3)本プランの廃止及び変更
  - (4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

独立委員会委員の略歴（五十音順）

池田 利彦（いけだ としひこ）

1958年 7月生まれ

1981年 4月 日本電装株式会社（現(株)デンソー） 入社

2003年 9月 中央コンサルティング株式会社（現中央朝日コンサルティング(株)）  
代表取締役（現任）

2014年 6月 当社社外取締役（現任）

※同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。当社は同氏を独立役員として名古屋証券取引所に届け出ております。

大杉 啓（おおすぎ さとる）

1974年 1月生まれ

2000年 10月 有限責任監査法人トーマツ名古屋事務所入所

2018年 9月 大杉啓公認会計士事務所開業

2018年 11月 セレンディップ・コンサルティング株式会社  
（現セレンディップ・ホールディングス(株)） 入社

2018年 12月 株式会社サンテクト（現セレンディップ・テクノロジーズ(株)） 取締役

2019年 6月 当社社外取締役（現任）

2020年 7月 株式会社エムジエック（現セレンディップ・テクノロジーズ(株)） 取締役

2021年 11月 セレンディップ・テクノロジーズ株式会社代表取締役

2023年 6月 同社取締役（現任）

※同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。当社は同氏を独立役員として名古屋証券取引所に届け出ております。

岡本 知彦（おかもと ともひこ）

1960年 4月生まれ

1989年 5月 株式会社ナベヤ入社

1995年 10月 株式会社岡本代表取締役（現任）

2007年 6月 株式会社M I Eテクノ監査役

2008年 1月 当社監査役（現任）

※同氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。当社は同氏を独立役員として名古屋証券取引所に届け出ております。

諸戸 清光 (もろと きよみつ)

1972年 5月生まれ

1999年 1月 諸戸林業 (現(株)諸戸ホールディングス) 入社

2007年 1月 同社代表取締役 (現任)

2012年 6月 当社監査役 (現任)

※同氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。当社は同氏を独立役員として名古屋証券取引所に届け出ております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

当社の大株主等の株式保有状況（2025年3月31日現在）

| 順位 | 氏名               | 保有株式数<br>(株) | 持株比率<br>(%) |
|----|------------------|--------------|-------------|
| 1  | M I E グループ取引先持株会 | 229,200      | 19.0        |
| 2  | イシグロ株式会社         | 65,800       | 5.4         |
| 3  | 株式会社諸戸ホールディングス   | 61,900       | 5.1         |
| 4  | 株式会社ごっこ          | 60,400       | 5.0         |
| 5  | 株式会社ベンカン機工       | 60,000       | 5.0         |
| 6  | 株式会社あいち銀行        | 54,520       | 4.5         |
| 7  | 矢野 順治            | 45,000       | 3.7         |
| 8  | 設楽 真吾            | 35,500       | 2.9         |
| 9  | 伊藤 道臣            | 28,200       | 2.3         |
| 10 | 株式会社大一商会         | 28,000       | 2.3         |

※持株比率は自己株式（4,291株）を控除して計算しております。



当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他1. から9. までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

## 新株予約権無償割当ての概要

## 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

## 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

## 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

## 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

## 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

## 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得

し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

#### 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

# 定時株主総会会場のご案内

会 場 桑名市中央町3丁目79番地  
くわなメディアライヴ 多目的ホール  
電 話 0594-23-1881

